

国民年金からのお知らせ

国民年金保険料学生納付特例の申請について

学生納付特例制度により、平成31年度（令和元年度）に保険料納付を猶予されている方で、令和2年度も引き続き在学予定の方へ、3月末に基礎年金番号が印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書が送付されます。

引き続き、学生納付特例制度の申請を希望される場合は、必要事項を記入して提出をお願いします。（この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です。）

国民年金の任意加入制度及び付加保険料制度について

任意加入制度について

老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。

国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して、保険料を納めることにより、満額に近づけることができます（国民年金の任意加入は、申し出のあった月からの加入になります）。

なお、老齢基礎年金を受けるためには保険料の納付済期間や保険料の免除期間等が原則として10年以上必要となりますが、この要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入することができます。

付加保険料制度について

国民年金の保険料に加えて付加保険料（月々400円）を納めることにより、老齢基礎年金に付加年金を上乗せすることができます。

付加年金額として「200円×付加保険料納付月数」が老齢基礎年金額に上乗せされますので、付加保険料を納めた分は、2年間で元が取れます。また、付加年金は定額のため、物価スライド（増額・減額）はありません。

付加保険料を納めるためには、申し込みが必要であり、申し込みをした月分から付加保険料を納めることになります。

窓口・問合せ

税務住民課住民生活グループ（総合庁舎） ☎ 2940

住民サービス課住民サービスグループ（総合支所） ☎ 2411

年金生活者支援給付金制度に便乗した詐欺にご注意ください

令和元年10月より始まった年金生活者支援給付金制度に便乗し、厚生労働省や日本年金機構の職員を名乗る者から、「年金生活者支援給付金の振込口座が使えないため、新しい口座番号、暗証番号、マイナンバーを教えて欲しい。」という不審な電話がかかってきた事例が報告されています。

厚生労働省および日本年金機構では、電話でお客様の口座番号、暗証番号、マイナンバー等をお聞きすることはありません。このような電話があっても、口座番号等の個人情報を答えることのないようにご注意ください。

ご不明な点等ございましたら、お近くの年金事務所にお問い合わせください。